

世羅町土木工事検査技術基準

(目的)

第1条 この訓令は、世羅町建設工事検査規程（平成19年世羅町訓令第9号）に基づき、町長が行う土木工事（以下「工事」という。）の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と契約図書を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付け等の程度及び全般的な外観について、目視、観察等により行うものとする。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 工事の実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
1 契約書等の履行状況	契約図書、契約関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
2 工事施工状況	工事帳票（施工計画書・工事打合せ簿等）	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3 工程管理	工事帳票（実施工程表・工事打合せ簿等）	工程管理状況及び進捗内容

4	安全管理	契約図書、工事帳票（工事打合せ簿等）	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	工事帳票（施工計画書・施工体系図・施工体制台帳等）	適正な施工体制の確保状況

別表第2（第4条関係） 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度	
共通	共通的 工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	250枚につき1箇所以上（ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	1基または1目地間当たり1箇所以上
	石・ブロック積（張）工		基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、1kmにつき1箇所以上（ただし1km以下は2箇所以上）
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上）
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	土工		基準高、幅、法長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
コンクリート擁壁工 水路工 側溝工		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	
河川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	浚渫（川）		基準高、幅、深さ、延長	
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごと2箇所以上	
	水門			
道路	道路改良		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	橋梁下部		基準高、幅、厚さ、高	スパン長は各スパンごと

		さ、支間（スパン）長、変位	その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所任意部分 その他5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所任意部分 その他5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口を含めて3箇所以上）
下水道	シールド工管渠	基準高、延長、中心線のずれ、仕上り内径、二次覆工厚	基準高、仕上り内径は、1施工箇所に2箇所以上 その他は適宜実施
	推進工管渠	基準高、延長、中心線のずれ	基準高は、1施工箇所に2箇所以上 その他は適宜実施
	開削工管渠	基準高、延長、中心線のずれ、幅、高さ	基準高は、1施工箇所に2箇所以上 その他は適宜実施
	マンホールポンプ場終末処理場	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、深さ、長さ、高さ等	構造物ごとに適宜決定
景修	植栽	樹高、幹周、枝張、本数	樹高は、100本に1本以上 その他は適宜
ほ場整備等	表土扱い	厚さ	5haにつき1筆以上（ただし、5ha未満は3筆以上） 均平度については1筆あたり5箇所以上測定。規格値を外れる場合は、さらに4箇所追加し合計9箇所にて判定する。
	基盤整地 田面整地	基準高、均平度	
	畑地面整地	勾配	
	畦畔工	高さ、幅、法長	
	耕起深耕	耕起深	
	水路工	基準高、勾配、長さ、幅、厚さ、法長	幹線水路は施工延長500mにつき1箇所以上（ただし500m未満は3箇所） 用排水路は施工延長1,000mにつき1箇所以上（ただし1,000m未満は2箇所）
道路工（砂利道）	基準高、厚さ、幅、法長	幹線道路は施工延長500mにつき1箇所以上 支線道路は施工延長おおむね2,000mにつき1箇所以上	
暗渠排水 吸水渠	布設深、延長、吸水渠幅、碎石厚さ	おおむね10本につき1本の割合で上、下流端の2箇所測定（ただし100mを超える場合	

			は中間点を加えた3箇所) 外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の判定が困難な場合は、契約書の定めるところにより必要に応じて破壊検査を行う。
ため池改修	堤体工	基準高、幅、法長、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	洪水吐工	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長	スパン長はスパンごと 越流部、放流部、減勢部でそれぞれ1箇所以上
	樋管工	基準高、部材寸法、延長	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分
管水路工	管路工	基準高、延長、埋設深	基準高は、1施工箇所に2箇所以上その他は適宜実施 外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の判定が困難な場合は、契約書の定めるところにより必要に応じて破壊検査を行う。
	マンホール ポンプ場等	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、深さ、長さ、高さ等	構造物ごとに適宜決定
山腹工	土留工 （蛇籠、フトン籠、PNC板）	延長、高さ、（勾配）	施工延長100m未満は2箇所以上 50m増すごとに1箇所以上
	植栽工	植栽本数、植穴大きさ	施工面積5ha未満は2箇所以上 2ha増すごとに1箇所以上 標準地（10×10m）を抽出して判定
園地工	歩道	幅員、厚さ、（基準高）	施工延長200m未満は1箇所以上 200m増すごとに1箇所以上
	公園施設 （標識、ベンチ等）	高さ、幅	50基未満は2箇所以上 50基増すごとに1箇所以上
	その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜選定

備考(1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により検査することができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

(3) この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。

別表第3（第5条関係） 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法	
共通	材料	品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。(コンクリート構造物については、シュミットハンマー等その他の方法で表面強度を判定する。)	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。	
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度及び舗装温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

備考 この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。